

○大府市水路用地取得要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市が行う水路の用地取得について必要な事項を定め、もって公共事業の円滑な遂行を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 水路 大府市公共用物管理条例（平成7年大府市条例第4号）第2条第2号に規定する水路をいう。
- (2) 水路用地 水路として利用しようとする土地をいう。
- (3) 現況水路用地 水路用地内にある個人名義の土地をいう。

(水路用地等の取得方法)

第3条 水路用地及び現況水路用地（以下「水路用地等」という。）の取得方法については、別表に定めるところによる。

(権利の抹消)

第4条 取得しようとする水路用地等に所有権以外の権利が設定されている場合は、大府市財産管理規則（昭和46年大府市規則第4号）第3条の規定により措置する。

(取得価格)

第5条 水路用地を買収する場合の取得価格は、近隣売買実例価格、地価公示価格、不動産鑑定価格及び路線価を基に算出した額とする。

2 現況水路用地を買収する場合の取得価格は、当該土地の固定資産税の課税状況に応じ、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めたときは、この限りでない。

- (1) 課税の場合 路線価の10分の1以下の額（路線価の敷設がない場合は、固定資産評価額又は地価公示価格の10分の1以下の額）とする。
- (2) 非課税の場合 路線価の10分の1以下の額（路線価の敷設がない場合は、固定資産評価額又は地価公示価格の10分の1以下の額）とする。

3 水路用地等の取得価格の決定に際し、大府市有財産審査会は招集しないものとする。ただし、別表第1項第1号の市の計画水路の取得価格を決定する場合はこの限りでない。

(費用負担)

第6条 水路用地等の測量費及び工事費の負担については、別表に定めるところによる。ただし、市長が必要と認めた場合はこの限りでない。

2 市長は、水路用地等の寄附若しくは買収に係る申請が虚偽若しくは不正の事実に基づいた場合又は申請者の事由により水路用地等の取得ができない場合は、必要な手続に要した経費を申請者に負担させるものとする。

(寄附採納)

第7条 水路用地として土地の寄附を受ける場合は、申請者により舗装等必要な整備が行われた後に寄附を受けるものとする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りでない。

2 市長は、水路用地等の寄附を受けようとするときは、申請者に寄附採納願（別記様式）を提出させなければならない。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表（第3条、第6条関係）

区 分		取得方法	用地測量費を負担する者	水路工事費を負担する者
1 水路用地	(1) 市の計画水路	買収	市	市
	(2) 市の計画でないもの	寄附	申請者	申請者
2 現況水路用地	(1) 課税	買収	市	—
	(2) 非課税	寄附（市長が必要と認め た場合は、買収）	市	—

別記様式（第7条関係）

（表）

寄 附 採 納 願

年 月 日

大府市長 殿

住 所
申請者
氏 名

測量業者

（ ）

下記のとおり（水路、河川、排水一式）措置しましたので、公共財産として寄附したいので採納してください。

記

[現況]

1	境 界 の 明 示	有	無
2	排 水 溝 設 置 状 況	有	無
3	排 水 先 の 状 況	有	無
4	水 路 等 整 備 状 態	有	無
5	そ の 他 付 記	有	無

[物件]

所 在 地	地 目	地積 (㎡)
		㎡
		㎡
		㎡
		㎡

備考 添付書類裏面

(裏)

◎水路評価記録

No.	区分	評価	備 考
1	境界明示	優良可	(杭) 箇所 本
2	水路整備		
3	幅 員		
4	水路構造物		
5	排水先		
	計		
	評 価	合 計	ラ ン ク

(配点) 優 3 (評価) 20点以上 Aランク
良 2 Bランク
可 1 Cランク

添付書類

- 1) 案内図 (1/2500)
- 2) 公図写
- 3) 測量図
- 4) 構造図
- 5) 登記承諾書
- 6) 印鑑証明
- 7) 資格証明
- 8) 登記簿謄本
- 9) 写真